

京都フランス歌曲協会会則

第一章 名称

- 第一条 本会を京都フランス歌曲協会とする。
所在地：〒600-8439 京都市下京区坂東屋町282
TEL：075-352-1395

第二章 目的・事業

- 第二条 本会はフランス歌曲を軸に、歌曲のみならずフランス音楽全般の研究と普及を目的とする。
- 第三条 本会は上記の目的を達成するために、その趣旨にかなう事業を行う。
事業内容
- ・会員及びゲストによる演奏会
 - ・研究、研鑽のための勉強会
 - ・レクチャー・コンサート、会内公開講座、会内公開レッスン

第三章 会員

- 第四条 本会の会員は次の2種とする。
1. 会員 : 本会の目的に賛同し、事業に参加する個人。
 2. クレール友の会員 : 本会の事業を後援する個人。

第四章 役員

- 第五条 本会には次の役員を置く。

1. 顧問 1名
2. 代表 1名
3. 企画委員 10名程度
4. 各種委員 適宜
5. 会計監査 1名

- 第六条 企画委員は前年度の企画委員会において選出された会員により構成される。
(付則参照)

第五章

企画委員会

第七条 企画委員会は議決機関であって次の事項を決定する。

1. 顧問及び代表の決定
2. 本会の予算の審議決定、および決算の承認。
3. 既往の年度に実施された事業報告の承認、および当年度以降の事業計画の審議決定。
4. 各種委員および会計監査の委嘱。
5. 本協会の解散

第六章

会計

第八条 本会の運営費は年会費、演奏会収益、寄付金その他の収入をもって充てる。

第九条

1. 会員の会費は年額7,000円とする。
2. クレール友の会員の年会費は年額4,000円とする。
3. 本会の会計監査は会員の中から企画委員会の推挙により決定され本会の会計を監査する。

第十条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終る。

- 付則
1. 本会の2019年度企画委員は14名とする。（4月発行の会報に顧問、代表、ならびに企画委員名記載）
 2. 各種委員は前年度の企画委員会において決定する。（4月発行の会報に各種委員名記載）
 3. 個人会員として入会を希望する者は、定められた入会資格と5年以上本会在籍の会員2名の推薦を得た後、入会を申請する。推薦者がいない場合はオーディションを受け審査員2名以上の推薦を得て入会資格を得る。
 4. 会員には会員証（一年期限）が発行される。会員証を示せば本協会のあらゆるコンサートに無料入場できる。会員証紛失の場合、期限内には再発行しないので入場料を支払わなければならない。
 5. クレール友の会員は年会費4,000円をコンサートに来場の折り納める。その際にクレール友の会員証（1年間有効）を発行する。クレール友の会員証を示せばそ

れ以後の本協会のあらゆるコンサートに無料入場できる。会員証紛失の場合、期限内には再発行しないので入場料を支払わなければならない。

6. 会員のうち2年間会費を滞納したものは、原則として会員の資格を失う。
7. 休会制度は設けない。退会者が再入会を希望する場合は披露演奏のみで入会を許可する。
8. コンサート出演者には入場券が配布され、出演負担金が義務づけられる。入場券の枚数及び負担金の額は企画委員会で定める。
通常のコンサートは5万円を上限とする。負担金以上の売り上げは出演料となる。
9. 伴奏者及び解説者として出演する場合は出演負担金は義務づけられないが観客動員に協力すること。尚、売り上げ分は本人の出演料となる。
10. ピアニストは歌曲やアンサンブルでコンサートに出演の場合、謝礼を歌手や器楽奏者に求めてはいけない。伴奏者ではなく同等のアンサンブル奏者であることを自覚すること。
11. オーディションについて下記のように定める。
ピアノ伴奏者は当会員に限る。伴奏者も入会希望の場合はその限りではない。
但し、オーディションにおいては独奏を必須とする
諸費用について：
オーディション受験料：5,000円
ピアノ伴奏料：合わせ1回＋本番＝3,000円 それ以上合わせが必要な場合
個々に任せる。
13. 出演を承諾した場合は観客動員に心がけること。事前のチケット調査には正確な情報を報告すること。
14. クレール友の会員の勧誘に努めること。
15. 2019年4月より2022年3月まで3年間会計を中辻邦子氏とする。

2003年初版設定
2019年4月改訂

以上、2016年度会則に相違ありません。

2013年度から2015年度までの会計美馬美紀氏から2016年度より2018年度までの3年間後藤由美子氏が引く継ぐことになりました。

〒600-8439 京都市下京区坂東屋町282
京都フランス歌曲協会代表 美山節子